

国連・ビジネスと人権作業部会 御中

**戦時中（1939年～1945年）に行った朝鮮人強制動員・強制労働の
被害者救済に関する責任をとらない日本企業について**

はじめまして。

私たちは、戦時中に日本政府と日本企業（日本製鉄、三菱重工）が行った朝鮮人強制連行・強制労働の被害者および遺族が、両社を相手に賠償および謝罪を求めて起こした裁判を支援する市民グループです。

日本政府は、アジア太平洋戦争を総力戦として戦うため1938年に国家総動員法を制定し、人・物・金を戦争に総動員する態勢をつくりあげました。1939年からは毎年度、「労務動員計画」を閣議決定し、日本国内だけではなく植民地朝鮮からも労働力を動員しました。朝鮮半島から動員し、炭鉱、土木・建設現場、軍需工場等で働かせた朝鮮人労働者の数は1939年～45年に約80万人にものぼりました。

このような戦時中に日本政府が行った朝鮮人（及び中国人）の労務動員について、国際労働機関（ILO）の条約勧告適用専門家委員会は1998年次報告（1999年3月）で以下のように認定しました－

「本委員会はこのような悲惨な条件での、日本の民間企業のための大規模な労働者徴用は、この強制労働条約違反であったと考える」

日本政府はこの朝鮮人強制動員問題について、1965年に締結した日韓請求権協定で日本が韓国に対して無償・有償5億ドルの経済援助をしたことにより「解決済みである」と反論しました。しかし、同委員会は日本政府の反論について「ノートする」としつつ、次のように述べました－

「本委員会は政府から政府への支払いが、被害者への適切な救済として十分であるとは考えない」

その上で専門家委員会は日本政府に対し、以下のような意見を表明しました。

「日本政府が自らの行為について責任を受け入れ、被害者の期待に見合った措置を講ずるであろうことを確信する」

しかし、日本政府は「この意見には法的拘束力はない」と、その意見を無視し続け、現在に至るも何らの被害者救済措置も講じていません。

日本政府が、上記のように戦時中の朝鮮人強制連行・強制労働について自らの責任を認めず、被害者救済を怠る中で、被害者やその遺族は、自らの被害、人権、尊厳の回復に向けて日本で日本政府、動員企業（日本製鉄、三菱重工など）を被告として訴訟を起こしました。しかし、日本の裁判所は被害者たちがこうむった被害事実については認定し、日本政府と被告企業に不法行為責任があるとは認めましたが、賠償請求等については棄却しました。

日本で起こした訴訟で請求が認められなかった強制動員被害者たちは、韓国内で日本企業を相手に新たに訴訟を起こしました。このような訴訟のうち3件（1件は被告が日本製鉄、2件は被告が三菱重工）で、韓国の最高裁判所（大法院）は、2018年10月30日、11月29日、被害者の請求を認め、被告企業に対し被害者に賠償を支払うよう命じる判決を出しました。大法院は、被告企業が行った労務動員を「不法

な植民支配および侵略戦争の遂行と直結した反人道的な不法行為」と認め、「被害者の損害賠償請求権は日韓請求権協定で消滅していない」と判じたのです。

ところが、被告企業はこの判決を履行しませんでした。日本政府が「強制動員問題は日韓請求権協定で解決済み」と主張し、この大法院判決を「国際法違反」と非難したことが背景にありました。しかし、韓国で争われた訴訟は民事訴訟であり、日本政府は当事者（被告）ではありません。提訴から判決に至るまで裁判に応じ、自らの主張を尽くした被告企業が出された判決（確定判決）に従わないのは明確にコンプライアンス違反です。

上記のように被告日本企業が判決に従わない中、韓国政府は本年3月6日、同政府が設立した「日帝強制動員被害者支援財団」が被害者に賠償金相当額を肩代わりして支払う（第三者弁済）という「解決策」を打ち出しました。しかし、被告日本企業が賠償金を支払わず、謝罪もしないこの「解決策」は、強制動員被害者の期待に応えるものではなく、彼らを納得させるものでもありません。「国際人権法の重大な違反および国際人道法の深刻な違反の被害者に対する救済および賠償の権利に関する基本原則とガイドライン（2005年12月16日 国連総会）」の原則・ガイドラインを満たすものでもありません。

被告企業はいまだに、「問題は日韓請求権協定で解決済み」であるとして被害者救済に向けて何らの責任も果たそうとしていません。しかし、1965年に日韓請求権協定が締結された時に、当該企業が自らの強制動員責任を認めたこともなければ、被害者に謝罪したこともなく、償いのために金銭を支払ったという実績もないのです。

現在、サプライチェーンにおける強制労働が注目されており、企業は「いつ」「いかなる」強制労働も許さないという立場を鮮明にすることが求められています。上記のような日本企業の対応は、明らかに「ビジネスと人権に関する指導原則：国際連合『保護、尊重及び救済』枠組実施のために (A/HRC/17/31)」（2011年3月21日）の原則11、12、13の規定に明確に違反しています。

私たちは、将来に向けた強制労働根絶のためにもこの案件は重要であると考えます。私たちがここで指摘する問題について貴作業部会が考慮されることを期待します。もし私たちがお手伝いや、情報提供をすることでお役に立てることがあればご遠慮なく連絡をください

日本製鉄元徴用工裁判を支援する会

〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1

東京ボランティア・市民活動センター メールボックスNo.29

e-mail:cdi02510@par.odn.ne.jp

名古屋三菱・朝鮮女子勤労挺身隊訴訟を支援する会

韓国の原爆被害者を救援する市民の会